別記様式第七を次のように改める。

別記様式第七

出　版　権　登　録　申　請　書

収入印紙

年　月　日

文化庁長官　殿

1　著作物の題号（フリガナ）
2　権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日
3　登録の目的
4　出版権の範囲
5　出版権の存続期間
6　出版権に関する特約
7　前登録の年月日及び登録番号
8　申請者
（登録権利者）
住所（居所）
氏名（名称）（フリガナ）　㊞
代理人
住所（居所）
氏名（名称）（フリガナ）　㊞
（登録義務者）
住所（居所）
氏名（名称）（フリガナ）　㊞
代理人
住所（居所）
氏名（名称）（フリガナ）　㊞
9　添付資料の目録

〔備考〕

1　「出版権の範囲」の欄には、当該出版権が平成27年１月１日以降に設定されたものである場合であつて、出版権者が法第80条第１項第１号に掲げる権利のみを専有するとき、同項第２号に掲げる権利のみを専有するときその他同項に掲げる権利の一部を専有するときは設定行為で定められた出版権の内容を記載し、出版権者が同項に掲げる権利の全部を専有するときは「限定なし」と記載する。

2　「出版権の存続期間」は、設定行為に定めがないときは「定めなし」と記載する。

3　「出版権に関する特約」の欄には、設定行為に、法第80条第２項及び第81条ただし書の別段の定めがあるときはその定めを記載し、別段の定めがないときは「定めなし」と記載する。

4　その他は、別記様式第三の備考１から13まで及び別記様式第六の備考１と同様とする。

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百五十四号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第五十三条第一項の規定に基づき、株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十六年八月二十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準の一部を改正する告示

株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成二十五年内閣府告示第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

3①①イ（ア）中「原則として」を削り、3①①イ（ア）に次のただし書を加える。

ただし、機構が当該特定選定事業支援事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ⅰ　当該特定選定事業支援事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合

ⅱ　機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額未満となることが一時的であると認められる場合

ⅲ　ⅰ及びⅱに掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

3①①イ（イ）中「原則として」を削り、3①①イ（イ）に次のただし書を加える。

ただし、機構が当該特定選定事業を実施する事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ⅰ　当該特定選定事業を実施する事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が、当該特定選定事業支援事業者の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合

ⅱ　当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が、当該特定選定事業支援事業者の出資額未満となることが一時的であると認められる場合

ⅲ　ⅰ及びⅱに掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

3②②中「原則として」を削り、3②②に次のただし書を加える。

ただし、機構が当該対象事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ⅰ　当該対象事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合

ⅱ　機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額未満となることが一時的であると認められる場合